

参考資料2

「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の認定について

1. 概要

各法人の中期目標・中期計画において、機能強化に向けた特色ある活動や高い目標が積極的に掲げられることを促し、ひいては各法人の質的向上を促すため、

「戦略性が高く意欲的」であると各法人が考える中期目標・中期計画について各法人から申請を受け、これを国立大学法人評価委員会において審議の上で「戦略性が高く意欲的な目標・計画」として認定するもの。

認定された目標・計画については、評価が下がるリスクを考慮すると法人としては高い目標が立てにくいという事情を踏まえ、各法人の質的向上を促す観点から、中期計画または年度計画中の各項目についての達成状況のみを評価の対象とするのではなく、その状況にいたるまでのプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価することとしている。（国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領）

2. 第3期中期目標・中期計画における取り扱い

各法人が自らの特色ある活動や高い目標を積極的に中期目標・中期計画に反映することを促すため、第3期では中期目標期間の開始に際して、予め中期計画策定期点において「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の認定を行うこととした。

また、中期目標・中期計画の変更と併せて、以下について追加認定の申請があつた際には、認定について審議いただくこととした。

- ① 新たに追加する中期計画
- ② 変更する中期計画（既に認定されている中期計画を変更する場合も含む。）
- ③ 変更は行わないが、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」への申請が一度もなされていない中期計画（第3期中期目標期間の前半における申請を想定）

3. 認定の方針

「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の可否を認定するにあたっては、以下の趣旨を踏まえ、原則としては各法人の申請内容を最大限尊重するものとする。

- (A) 法人の機能強化に向けて先駆的・先導的に取り組むもの
- (B) 取組の重要性を踏まえ、かなり高い数値目標を掲げて取り組むもの
- (C) 法人の機能強化に向けて法人の強み・特色を一層明確化するため、重点的な

資源の再配分を行い、具体的かつ高い水準の達成目標を掲げ取り組むもの

4. 認定プロセス

(第3期中期目標期間開始時)

- ・ 「『戦略性が高く意欲的な目標・計画』の認定について」を第52回総会（平成27年11月6日）で承認
- ・ 各法人が認定を希望する中期目標・中期計画を申請（平成28年1月29日まで）
- ・ 各法人の申請について、国立大学法人評価委員会総会において認定（平成28年3月23日）
- ・ 中期計画の認可と併せて正式認定（平成28年3月31日）

(今回)

- ・ 「『戦略性が高く意欲的な目標・計画』の認定について」を第56回総会（今回）で承認
- ・ 各法人の申請について、第56回総会において審議・認定
- ・ 中期計画の認可と併せて正式認定（3月下旬）

(参考)

各法人が「戦略性が高く意欲的な目標・計画」として追加設定することを希望する中期目標・中期計画を申請するにあたって踏まえることとされた留意点は以下のとおり。

- ① 申請する個々の中期目標・中期計画が「認定の方針」に示す3つの観点のうち少なくとも1つに該当する「戦略性が高く意欲的」なものである必要があること。また、該当すると考える理由を以下<>内に示す観点が分かるように記載すること。

(A) 法人の機能強化に向けて先駆的・先導的に取り組むもの
<取組内容について、「全国初である」「全国でも数少ない」など、その希少性が分かるよう記載>

(B) 取組の重要性を踏まえ、かなり高い数値目標を掲げて取り組むもの
<数値目標について、他法人あるいは自法人の現在までの状況との比較を用いるなどして、それが「かなり高い数値目標」であることが分かるよう記載>

(C) 法人の機能強化に向けての法人の強み・特色を一層明確化するため、重点的な資源の再配分を行い、具体的かつ高い水準の達成目標を掲げ（※）取り組むもの
<各法人の機能強化に向け、法人内外の人的・物的・金銭的資源の再配分を行うものであることを記載。また、達成目標について、他法人あるいは自法

人の現在までの状況との比較を用いるなどして、それが「高い水準」である
ことが分かるよう記載>

※「高い水準の達成目標を掲げ」る方法には、定量的な指標（数値目標）の
設定に限らず、明確な達成状況の記述や、具体的なプロセスを示すこと等
も想定される。

- ② 追加で「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に設定することを希望する中期計画について、平成27年12月21日付事務連絡に応じた申請の有無及び認定されたかどうかを記載すること。また、現行の内容から変更を行わない中期計画について追加で設定することを希望する場合、上記事務連絡に応じた申請を行わなかった理由も記載すること。
- ③ 認定の対象となる中期目標・中期計画は国からの特別な財政支援を受けて実施するものに限られないこと。